

食の安全・安心の確保に関する講演会・意見交換会

参加無料

事前申込

## 食品表示が変わります ～新たな食品表示制度について～

## 全ての加工食品に栄養成分表示や原料原産地表示が義務化されます

食品表示法の施行に伴う新たな食品表示制度への切り替えは2020年3月末まで、また、新たな原料原産地表示制度への切り替えは2022年3月末までとなっております。事業者の皆様、食品表示の切り替えはお済ですか？消費者の皆様、食品表示がどう変わるのか理解を深めませんか？

【日 時】 平成30年11月9日（金） 14時00分～16時00分

【場 所】 いしかわ総合スポーツセンター 2階会議室  
（金沢市稚日野町北222番地）

【内 容】 1 講演

（1）栄養成分表示制度について

講師：西尾 素子（消費者庁食品表示企画課課長補佐）

（2）加工食品の原料原産地表示制度について

講師：渡邊 悦夫（消費者庁食品表示企画課課長補佐）

2 意見交換

コーディネーター：矢野 俊博（金沢学院大学教授）

パネリスト 山本 樹（（一社）石川県食品協会専務理事）

塚原 幸子（石川県食生活改善推進協議会会長）

講師

【募集人数】 150名（先着）

《参加申込書》 食の安全・安心の確保に関する講演会（平成30年11月9日）

氏 名		性 別	男 ・ 女
住所又は 所属団体		電話番号	[       ]

質問があればご記入ください（時間の都合で回答できない場合もありますがご了承ください）

申 込 締 切

平成30年11月2日

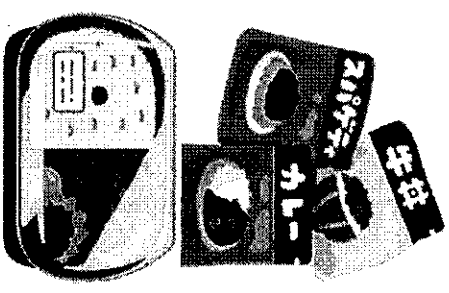
【お申込・お問い合わせ先】

石川県健康福祉部薬事衛生課 食品安全対策室

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

Tel：076-225-1445 Fax：076-225-1444

Mail：foodsafef@pref.fishikawa.lg.jp



食の安全安心の確保に関する講演会・意見交換会  
「新たな食品表示制度について」 意見交換会における意見概要

1 「食品表示法の施行により栄養成分表示が義務化されたことについて」

【事業者側の意見】

- ・食品表示法に基づいた新たな食品表示制度への対応、特に新たに義務表示となった栄養成分表示の作成が喫緊の課題となっている。
- ・まだまだ表示の切り替えが進んでいないと言いつても、特に小規模零細事業者に制度を周知できていくか心配である。
- ・栄養成分を分析する会社や包材の印刷企業も限られているので、発注が集中する可能性が考えられ、早めの対応の呼びかけが必要と感じている。
- ・制度の地道な周知活動として、各種セミナー、イベントで相談コーナーを設けるなどの対応が必要と感じている。
- ・計算による栄養成分値の設定の方法や、許容差の範囲を超える場合の表示方法を知らない事業者が多い。
- ・小規模で多数の商品がある場合など、事業者の栄養成分分析に係る経費負担が大きい。
- ・新基準での栄養成分表示にあわせて、添加物やアレルギーなどの表示方法の変更点についても知りたい。

【消費者側の意見】

- ・栄養成分表示によりカロリーや塩分相当量など健康管理に大切な情報を購入の際に知ることができるとはよいこと。
- ・ナトリウムを塩分相当量により表示することになったことで食事療法を行っている方などにとってわかりやすくなったことよかったです。
- ・表示内容を正しく理解して適切な食品選択につなげるには食品表示の見方について、消費者が理解していくことが大切である。そのため更なる周知が必要と感じる。
- ・栄養成分の表示をすることは食品製造業者にとって負担である。ひいてはコストアップとなり商品価格に転嫁されるのではないか。
- ・消費者が栄養成分表示を健康管理に活かすことで、医療費の高騰抑制につながることも考えられる。

## 2 「新たな原料原産地制度について」

### 【事業者側の意見】

- ・猶予期間が2022年3月末ということで、表示の切り替えはまだまだこれからという状況である。
- ・栄養成分表示の対応と併せて切り替えを検討している事業者がみられる。
- ・海外の原材料を国産に切り替えることを考えている事業者もあり、そうした事業者においては価格は価格と供給力が満たされるかが課題と感じている。
- ・原料原産地の「又は表示」における過去実績や計画に基づき表示方法をくわしく教えてほしい。

### 【消費者側の意見】

- ・原料原産地表示は消費者が商品を選択する上で重要な情報であり、情報が増えることは有益と感じる。
- ・一番多い原材料が加工食品の場合の製造地表示について、小麦粉が国内製造でも元の小麦粉の原産地がわからないことが気になる。
- ・豚コシラや狂牛病などの発生源の原材料ではないかということが消費者は気になるが、「又は表示」や「大括り表示」では、原産地がどこか曖昧な表現となるのではないか。